に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［10～13　略］

（臨時休業の届出等）

第十五条の二　［略］

2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所においてその業務を営むことが当該営業所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所の業務の全部又は一部を休止する場合

五・六　［略］

3　［略］

4　銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三　［略］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第四号に該当する場合

三　［略］

（特例対象会社）

第十六条の二の三　銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

［10～13　同上］

（臨時休業の届出等）

第十五条の二　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四・五　［同上］

3　［同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（特例対象会社）

第十六条の二の三　銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。